

**重 要****令和5年度 神奈川県（横浜市・川崎市・相模原市を除く）  
「介護サービス情報の公表」制度の実施における留意事項等****1. 「介護サービス情報の公表」制度**

「介護サービス情報の公表」制度は、介護サービスの利用に際し、利用者やその家族等が自ら事業所の選択ができるよう支援するためのしくみとして介護保険法で定められている制度です。

令和5年度に、公表対象サービス<sup>\*1</sup>を実施し、公表の対象となるすべての事業所は、報告（調査票の提出）<sup>\*2</sup>及び公表<sup>\*3</sup>並びに公表手数料<sup>\*4</sup>の納付が義務付けられています。

なお、訪問調査は、県知事が必要と認めた場合に実施<sup>\*5</sup>することになり、訪問調査の対象となる事業者は、調査手数料<sup>\*6</sup>の納付も義務付けられています。

※ 公表手数料・調査手数料は不課税です。

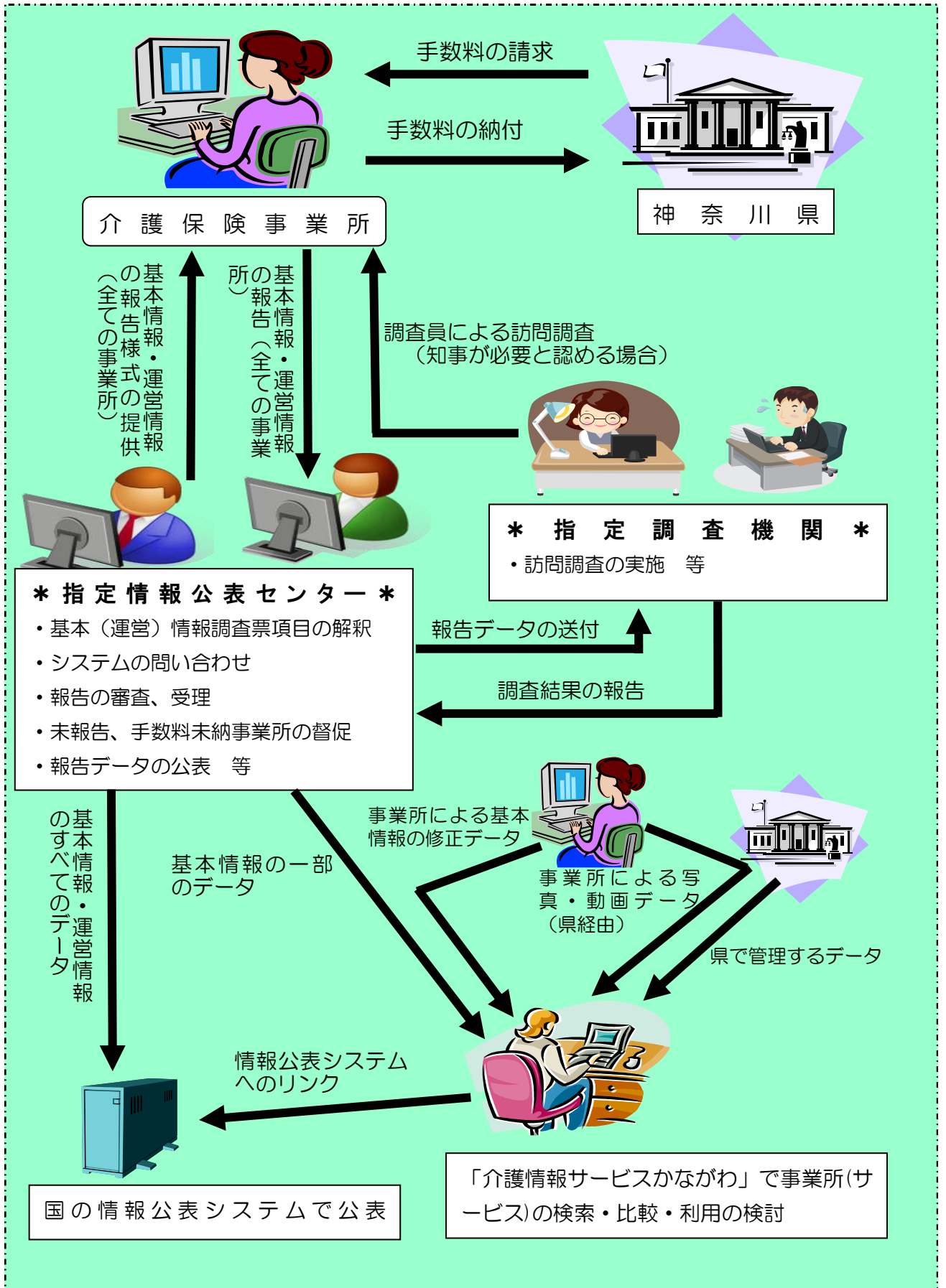
**2. 神奈川県における「介護サービス情報の公表」制度の実施**

本県では、介護保険法施行令に基づき「介護サービス情報の公表制度に係る報告・調査・情報公表計画」を定め、また、国のガイドラインに基づき、「介護サービス情報の公表制度における調査に関する指針」を定め、これにより訪問調査を実施しています。

公表・調査に要する手数料については、所定の納入通知書により神奈川県にお支払いいただくこととしています。

- ※1 公表対象サービスについては、「3 令和5年度公表対象サービス」(P. 3)をご覧ください。
- ※2 報告(調査票の提出)については、「6 調査票の提出」(P. 6)をご覧ください。
- ※3 公表については、「10 情報の公表について」(P. 14)をご覧ください。
- ※4 公表手数料については、「4 公表手数料(公表事務に関する費用)」(P. 4)をご覧ください。
- ※5 訪問調査の実施については、「7 訪問調査」(P. 7~10)をご覧ください。
- ※6 調査手数料については、「5 調査手数料(調査事務に関する費用)」(P. 5~6)をご覧ください。

「介護サービス情報の公表」制度のながれ



### 3. 令和5年度公表対象サービス

#### (1) 公表の対象となるサービス

令和5年度は、次のサービス種類が対象となります。

報告・調査は、個々のサービスごとに行いますが、公表に要する手数料は、次の①～⑱のグループごとに、調査に要する手数料は5ページ「5 調査手数料」のグループごとにお支払いいただきます。

#### 公表対象サービス（グループ別）

- ① 訪問介護、夜間対応型訪問介護
- ② 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護
- ③ 訪問看護、指定療養通所介護、介護予防訪問看護
- ④ 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション
- ⑤ 通所介護、指定療養通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護
- ⑥ 通所リハビリテーション、指定療養通所介護、介護予防通所リハビリテーション
- ⑦ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・外部サービス利用型）、地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）、介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）、介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・外部サービス利用型）
- ⑧ 特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）、特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム・外部サービス利用型）、地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）、介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）、介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム・外部サービス利用型）
- ⑨ 特定施設入居者生活介護（サービス付高齢者向け住宅）、特定施設入居者生活介護（サービス付高齢者向け住宅・外部サービス利用型）、地域密着型特定施設入居者生活介護（サービス付高齢者向け住宅）、介護予防特定施設入居者生活介護（サービス付高齢者向け住宅）、介護予防特定施設入居者生活介護（サービス付高齢者向け住宅・外部サービス利用型）
- ⑩ 福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売
- ⑪ 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護
- ⑫ 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護
- ⑬ 居宅介護支援
- ⑭ 介護老人福祉施設、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ⑮ 介護老人保健施設、短期入所療養介護（介護老人保健施設）、介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）
- ⑯ 介護医療院、短期入所療養介護（介護医療院）、介護予防短期入所療養介護（介護医療院）
- ⑰ 介護療養型医療施設、短期入所療養介護（介護療養型医療施設、療養病床を有する病院等）、介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設）
- ⑱ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ⑲ 複合型サービス（看護小規模多機能居宅介護）

## (2) 公表対象の考え方

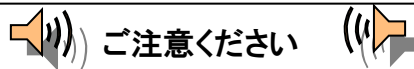
前年の介護報酬の支払いを受けた額が100万円を超えたサービスのみが対象となります。

例えば、訪問看護と介護予防訪問看護を実施している事業所で、訪問看護のみ介護報酬の支払受領額が100万円を超えていた場合、訪問看護のみが対象となります。

また、調査対象サービスが複数ある場合は※基本的に全てのサービスの調査を行います。

※ 同一事業所で一体的に運営している介護サービスと予防サービスがそれぞれ調査対象であった場合は、1回の調査として実施いたします。

公表の対象となったサービスは、県から郵送する『計画通知書』に記載されていますのでご確認ください。



- ・ 公表は、個々のサービスごとに行い、『計画通知書』は事業所（サービス）ごとに送っています。
- ・ 計画通知書は、重要な書類ですので、1年間大切に保管してください。

## 4. 公表手数料（公表事務に関する費用）

### (1) 公表手数料（公表事務に関する費用）とは

公表手数料は、報告書の受理・審査、指定調査機関との調整、指定調査機関から提出される調査結果報告書の受理・審査、公表計画の策定・管理、苦情・相談窓口業務、報告システム（基本情報、運営情報の報告受理、事業所の写真、動画の受理等）サーバーの設置・保守・メンテナンス、データの入力・修正等に係る経費が主な内訳で、神奈川県における介護サービス情報の公表制度を円滑に運用するための指定情報公表センターの運営費用です。

### (2) 手数料の金額等

公表手数料は、県条例により金額が定められており、令和5年度の公表手数料は、次のとおりです。

※ 公表手数料は不課税です。

令和5年2月1日以降に新規指定を受けた場合	基本情報に係る公表事務に関する手数料 5,730円
令和5年1月31日以前に指定を受けている場合	基本情報及び運営情報に係る公表事務に関する手数料 6,430円

公表手数料は、グループ単位での納付となります。同一事業所において同一グループ内に対象サービスが1件でも、複数件でも同額の納付となります。

**[例 1]**

令和5年度に新規指定を受けた「訪問入浴介護」「訪問看護」「介護予防訪問看護」の3サービスの事業所を運営している場合・・・5,730円×2グループ=11,460円  
(②と③)

**[例 2]**

「訪問看護」「介護予防訪問看護」の2サービス事業所（共に既存）と、新規開設の「居宅介護支援」の事業所を運営している場合  
・・・6,430円×1グループ + 5,730円×1グループ=12,160円  
(③) (⑬)

公表手数料は、計画通知書に同封の納入通知書により支払ってください。

手数料は、納入通知書に記載の期日までに納付して下さるようお願いいたします。

なお、納付していただいた手数料は、原則、返還しません。

**5. 調査手数料（調査事務に関する費用）**

**(1) 調査手数料（調査事務に関する費用）とは**

調査手数料は、訪問調査、事業所との調整、調査結果報告書の審査、公表センターへの報告、苦情・相談窓口業務等に係る経費が主な内訳で、神奈川県における介護サービス情報の公表制度を円滑に運用するための、神奈川県指定調査機関（以下「調査機関」という。）の運営費用です。

なお、訪問調査を行わない事業所は、調査手数料は発生しません。

**(2) 調査手数料の金額等について**

調査手数料は、県条例により次のとおり定めています。

※調査手数料は不課税です。

※令和5年度時点のグループです。

①訪問介護グループ	21,080円	⑬特定施設入居者生活介護（サービス付高齢者住宅）グループ	23,380円
②訪問入浴介護グループ	20,980円	⑭福祉用具貸与グループ	20,580円
③訪問看護グループ (指定療養通所介護を除く。)	21,680円	⑮小規模多機能型居宅介護グループ	21,480円
④訪問看護グループ (指定療養通所介護を含む。)	25,680円	⑯認知症対応型共同生活介護グループ	21,680円
⑤訪問リハビリテーショングループ	21,180円	⑰居宅介護支援	20,180円
⑥通所介護グループ (指定療養通所介護を除く。)	22,980円	⑱介護老人福祉施設グループ	23,850円
⑦通所介護グループ (指定療養通所介護を含む。)	23,680円	⑲介護老人保健施設グループ	23,750円
⑧通所介護グループ (指定療養通所介護に限る。)	23,780円	⑳介護医療院グループ	24,050円
⑨通所リハビリテーショングループ (指定療養通所介護を除く。)	23,280円	㉑介護療養型医療施設グループ	23,150円
⑩通所リハビリテーショングループ (指定療養通所介護を含む。)	24,180円	㉒定期巡回・随時対応型訪問介護看護	23,180円
⑪特定施設入居者生活介護（有料）グループ	23,380円	㉓複合型サービス(看護小規模多機能居宅介護)	23,280円
⑫特定施設入居者生活介護（軽費）グループ	23,380円		

調査手数料は**グループ単位での納付**となります。

同一事業所において同一グループの対象サービスが1件でも、複数件でも同額の請求となります。

[例 1]

「福祉用具貸与」「介護予防福祉用具貸与」「特定福祉用具販売」「特定介護予防福祉用具販売」の4サービスの事業所を運営している場合・・・⑭ 20,580円

[例 2]

「訪問看護」「介護予防訪問看護」「居宅介護支援」の3サービスの事業所を運営している場合・・・⑮ 21,680円 + ⑯ 20,180円 = 41,860円

調査手数料は、計画通知書に同封の納入通知書（公表手数料と合算されています。）により支払ってください。

手数料は、納入通知書に記載の期日までに事前に納付していただきます。なお、納付していただいた手数料は、原則、返還しません。

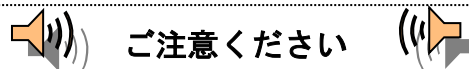
## 6. 調査票の提出について

### (1) 「介護サービス情報の公表」制度における調査票

報告いただく調査票には「基本情報調査票」と「運営情報調査票」の2種類があります。

#### [基本情報調査票]

- ・ 事業所の名称、連絡先、人員体制、営業時間等、事業所の基本的な情報です。
- ・ 公表対象となる全ての事業所が報告しなければなりません。



ご注意ください

- ・ 公表の対象となったそれぞれのサービスについて、基本情報調査票の作成、報告が必要になります。
- ・ 提出された報告内容を確認し、再提出をお願いする場合があります。
- ・ 報告された情報の一部は「介護情報サービスかながわ」に転載するので、正確に報告していただくとともに、必ず、公表内容を確認してください。

#### 【参考】[運営情報調査票]

- ・ 事業所の実施サービスの内容に関する事項、運営状況に関する事項等の情報です。
- ・ 訪問調査を実施する事業所にあつては、後日、調査員が訪問し、報告の内容を確認します。
- ・ 訪問調査を行わない事業所にあつても、報告は必要です。
- ・ 報告は、公表の対象となったサービスについて行います。

## (2) 調査票の作成、提出方法

基本情報調査票、運営情報は、指定情報公表センターのホームページに掲載する『調査票記入マニュアル』で各項目の留意事項を必ず確認の上、作成してください。

調査票の作成及び報告は、インターネット上の「ウェブ報告システム」を使って行います。操作方法は、指定情報公表センターのホームページに掲載する『報告システム操作ガイド』をご覧ください。

なお、調査票報告期日は、『計画通知書』に記載しているので、確認の上、必ず期日までに報告してください。

指定情報公表センターホームページ

<https://center.rakuraku.or.jp/>

記入内容に不明な項目がある場合には、公表センターホームページ内のQ&Aも確認してください。

## 7. 訪問調査

### (1) 訪問調査の実施対象

令和5年度の訪問調査は、令和4年1月から令和4年12月31日の介護報酬受領額が100万円超のサービスが公表サービスの対象となります。そのうち、「介護サービス情報の公表制度における調査に関する指針」に基づき、平成13年度、平成16年度、平成19年度、平成22年度、平成25年度、平成28年度、令和3年度～令和4年度に介護保険指定事業所として新規に指定を受けた事業所について、訪問調査を実施します。

上記以外の年度に介護保険指定事業所として新規に指定を受けた事業所については、今年度の訪問調査は行いません。

なお、令和4年度調査対象の事業所が、新型コロナウイルス感染症の影響により令和4年度中に調査を実施しなかった場合であっても、今年度、調査対象年度でなければ、調査対象外とします。

ただし、訪問調査の対象ではない事業所であっても訪問調査の実施は可能です。自ら訪問調査を希望する事業所は、指定情報公表センター（045-227-5690）までご連絡をお願いします。

- ① 平成13年度（2001年4月1日～2002年3月31日）の新規指定
- ② 平成16年度（2004年4月1日～2005年3月31日）の新規指定
- ③ 平成19年度（2007年4月1日～2008年3月31日）の新規指定
- ④ 平成22年度（2010年4月1日～2011年3月31日）の新規指定
- ⑤ 平成25年度（2013年4月1日～2014年3月31日）の新規指定
- ⑥ 平成28年度（2016年4月1日～2017年3月31日）の新規指定
- ⑦ 令和3年度～令和4年度（2021年4月1日～2023年3月31日）の新規指定
- ⑧ 令和5年度の新規指定（2023年4月1日～）※みなし指定以外

※ 地域密着型サービスについては、平成18年度制度創設時の指定に基づいて訪問調査の年度を設定しているため、平成18年度以前に事業を開始していた場合であっても、平成18年4月1

日に指定を受けたものとして今年度調査対象となりますので、ご承知おきくださるようお願いいたします。

## (2) 調査対象年度の特例

- ・ 介護サービスと介護予防サービスで指定年度が異なっている場合、調査年度が連続してしまうことを避けるため、今年度、介護予防サービスのみが調査対象となっている場合、介護予防のみの調査は行わず、次年度以降に介護サービスと併せて調査を行います。

また、手数料におけるグループ内の複数のサービスで指定年度が異なっている場合、今後、調査年度が連続してしまうことを避けるため、今年度、主たるサービスに併せてグループ内の附帯サービスの調査を行いますのでご承知おきください。

### 公表対象サービスの例

#### A事業所

- |            |       |           |                    |
|------------|-------|-----------|--------------------|
| ◎ 訪問看護     | 介護報酬額 | 100万円以上／年 | 平成25年5月開設 (対象・調査有) |
| × 介護予防訪問看護 | 介護報酬額 | 100万円未満／年 | 平成27年5月開設 (対象外)    |

#### B事業所

- |            |       |           |                    |
|------------|-------|-----------|--------------------|
| ○ 訪問看護     | 介護報酬額 | 100万円以上／年 | 令和元年5月開設 (対象・調査なし) |
| ○ 介護予防訪問看護 | 介護報酬額 | 100万円以上／年 | 令和3年5月開設 (対象・調査なし) |

「介護予防訪問看護」は今年度調査対象ですが、本体サービスである「訪問看護」が今年度調査なしのため、今年度は調査なしとなります。

#### C事業所

- |            |       |           |                    |
|------------|-------|-----------|--------------------|
| ◎ 訪問看護     | 介護報酬額 | 100万円以上／年 | 平成28年5月開設 (対象・調査有) |
| ◎ 介護予防訪問看護 | 介護報酬額 | 100万円以上／年 | 平成29年5月開設 (対象・調査有) |

「介護予防訪問看護」は今年度調査対象ではありませんが、本体サービスである「訪問看護」が今年度調査するため、今年度は調査有となります。

内訳 ◎…報告・調査対象 ○…報告対象・調査不要 ×…公表対象外

- ※ 介護老人福祉施設において、ユニット型施設（指定から4年目以降のユニット型施設に限る）が従来型施設と同一建物に併設されている場合は、事業者自らの申し出によって、ユニット型施設の調査を従来型施設の調査を行う年度に併せて行うことができます。これは事業所自らが申し出ることによって適用するため、申出がない場合は、計画に沿った年度に訪問調査を行うこととなります。

今年度、ユニット型施設の調査が予定されている事業所で、従来型施設の調査を行う年度に変更を希望する事業所については、下記のURLからアクセスの上、『ユニット型施設調査年度変更希望申出書』を申出期限（納入通知書に記載の期日と同日）までに電子申請システムでご提出ください。



- ユニット型施設調査年度変更希望申出書

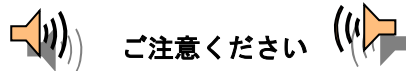
[https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=37161](https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=37161)



### (3) 訪問調査日の予約（訪問調査を行う事業所のみ該当）

これまで同様に訪問調査日の予約をインターネット上で行います。予約受付開始日は調査実施月により異なります。調査実施月、予約受付開始日等は、同封する『計画通知書』にてご確認ください。訪問調査日の予約は先着順のため、ご希望に添えない場合もあることを、予めご了承ください。

指定調査機関は予約状況を確認し、訪問調査日の確定後に調査日時、担当訪問調査員氏名等を通知いたします。



- ・ 同法人が同一所在地で複数サービスを提供している際は、「同日調査」の予約が可能ですが、サービスの組み合わせによりできない場合もございます。
  - ・ 「同日調査」の場合、訪問調査はサービスの順番に実施しますので、原則として同時に複数サービスの調査を行うことはできません。  
詳細は情報公表センターホームページに掲載する『訪問調査日予約ガイド』をご覧ください。
  - ・ 調査機関は予約状況を確認し、訪問調査日の確定後に調査日時、担当訪問調査員氏名等を書面にて通知いたします。
  - ・ 神奈川県では調査機関3法人（P. 15参照）が訪問調査を実施します。
  - ・ 指定調査機関以外からの「介護サービス情報の公表」制度を騙る勧誘、請求等にはくれぐれも注意してください。
- ※ 不審な勧誘、請求等があった場合には、神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課在宅サービスグループ（電話045-210-4840）まで連絡してください。

### (4) 調査の方法（訪問調査を実施する事業所のみ該当）

指定調査機関に所属する調査員（原則1名）が事業所を訪問し、事前に報告していただいた「基本情報調査票」と「運営情報調査票」の「確認のための材料」の有無を確認します。

原則、基本情報調査票全ての項目の口頭による確認を行いますが、従業員項目や料金項目の一部は書面等との突合や計算を次のように行います。

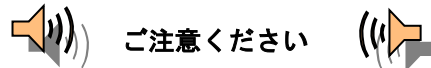
- ① 勤務表等と突合が必要な項目（常勤換算等、一部計算を行う）  
（介護部分の）従業員、資格者の数、常勤換算、1週間の勤務時間
- ② 調査票記入のための材料と突合が必要な項目  
（施設全体の）従業員、資格者の数、常勤換算、利用者が負担する費用の部分
- ③ 調査員が口頭で確認する項目  
上記①②を除く全ての基本情報項目

また、訪問調査時には原則として、事業所の管理者が立会ってください。管理者以外の方が立会う場合は、下記のURLからアクセスの上、電子申請システムで委任状をご提出ください



- 委任状（調査結果同意用）

[https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=37160](https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=37160)



- ・ 「確認のための材料」は、厚生労働省老健局振興課長通知に基づき、原本を確認します。法人本部等で原本を保管されている場合は、調査当日までに取り寄せてください。
- ・ 訪問調査の当日に、基本情報の報告月に係る「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」に記載されている従業員の「雇用契約書」、「資格証（写）」を記載された順番どおりに揃えて必ず用意してください。  
 ※ 雇用の確認書類は「雇用契約書」のみとなりますのでご注意ください。
- ・ 調査を円滑に進めるため、「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」は、介護情報サービスかながわから運営状況点検書用のものをダウンロードし、ご使用ください。
- ・ 同意いただいた後に運営情報の調査結果について訂正はできませんので、予めご了承ください。

#### (5) 調査にあたって

- ・ 訪問調査の前に「確認のための材料」となる書類等の原本をご用意いただき、円滑な調査の実施にご協力ください。
- ・ 長時間にわたる調査の場合、調査員が昼休み等を頂戴する場合がございますので、ご理解願います。
- ・ 全項目の確認が終了した後、調査に同席していただいた管理者の方に同意の署名をいただき、調査は終了となります。

#### (6) 訪問調査が免除されるサービス

調査対象サービスの中で第三者性がある評価機関により次の囲み枠内ア～オに規定する評価を令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）に受審した事業所にあつては、事業者自らサービスの質の向上に取り組んでいることより、情報公表制度に係る訪問調査の対象サービスから除外されます。これは事業所自らが申し出ることによって適用し、申出がない場合は、計画に沿って訪問調査を行うこととなります。

調査の免除を希望する場合は、申出期限（納入通知書に記載の期日と同日）までに下記のURLからアクセスの上、電子申請システムでご提出ください。また、訪問調査が免除になった場合、訪問調査に係る手数料は不要になります。訪問調査免除申出書をご提出の際は、訪問調査免除申請の結果通知が届くまで、手数料は納付しないようにお願いします。



##### ● 訪問調査免除申出書

[https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=37157](https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=37157)

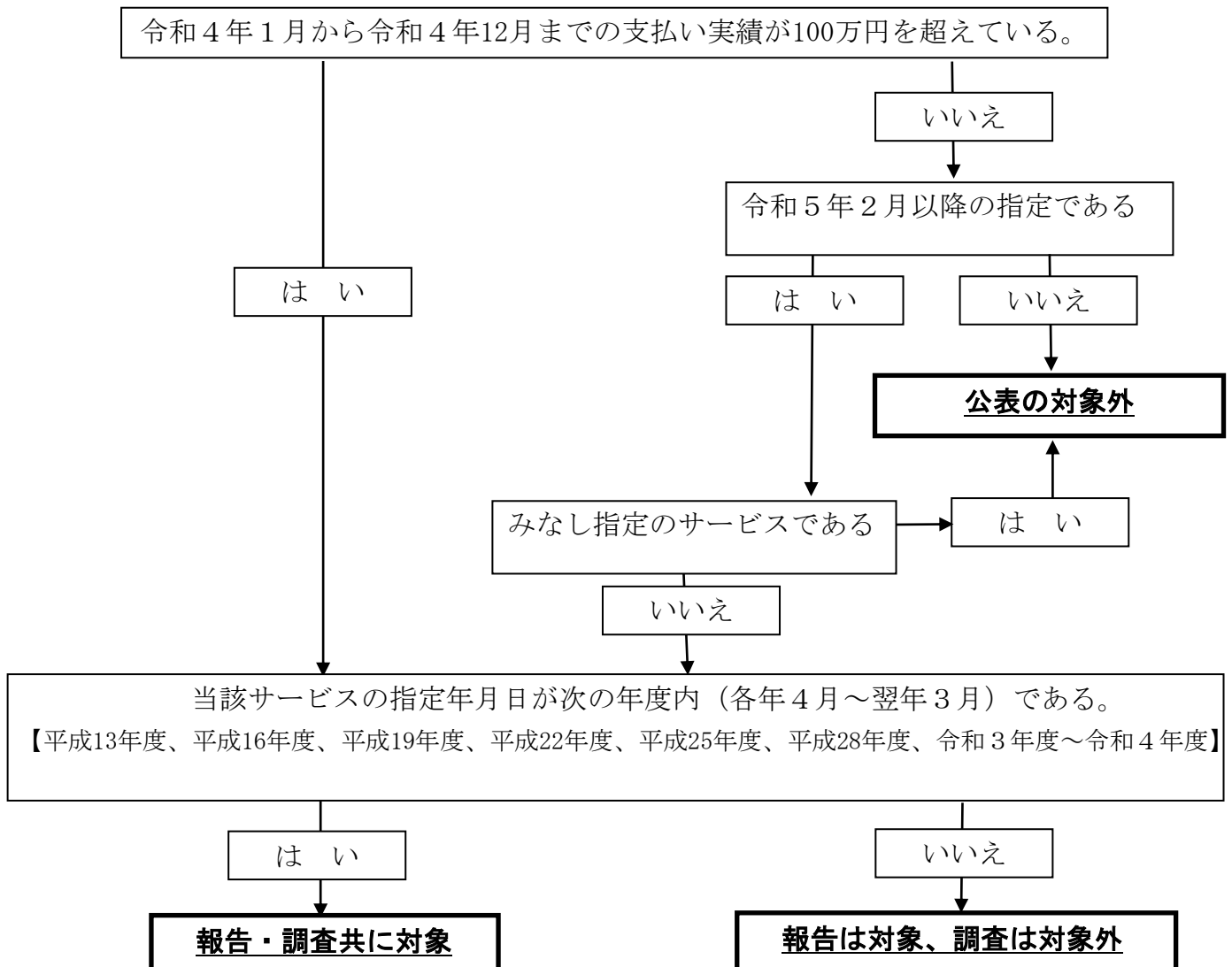
- |   |                                |
|---|--------------------------------|
| ア | 福祉サービス第三者評価                    |
| イ | 地域密着型サービス外部評価（実施回数緩和適用の事業所を含む） |
| ウ | 介護サービス評価                       |
| エ | 特定施設外部評価                       |
| オ | その他、公正、客観性があると県が認めた評価          |

※ 次に掲げるものは評価に該当しませんので、予めご了承ください。

- ア 行政による指導監査、実地調査
- イ 運営法人が行う事業所評価
- ウ 民間企業が行うコンサルティング
- エ 職員の自己評価

8. 公表対象の有無、手数料収納に関するフローチャート

=公表の有無に係るフローチャート=



公表対象サービスの例示

A事業所

- ◎ 訪問看護 介護報酬額 100万円以上/年 令和3年5月開設（対象・調査有）
- × 介護予防訪問看護 介護報酬額 100万円未満/年 令和3年5月開設（対象外）

B事業所

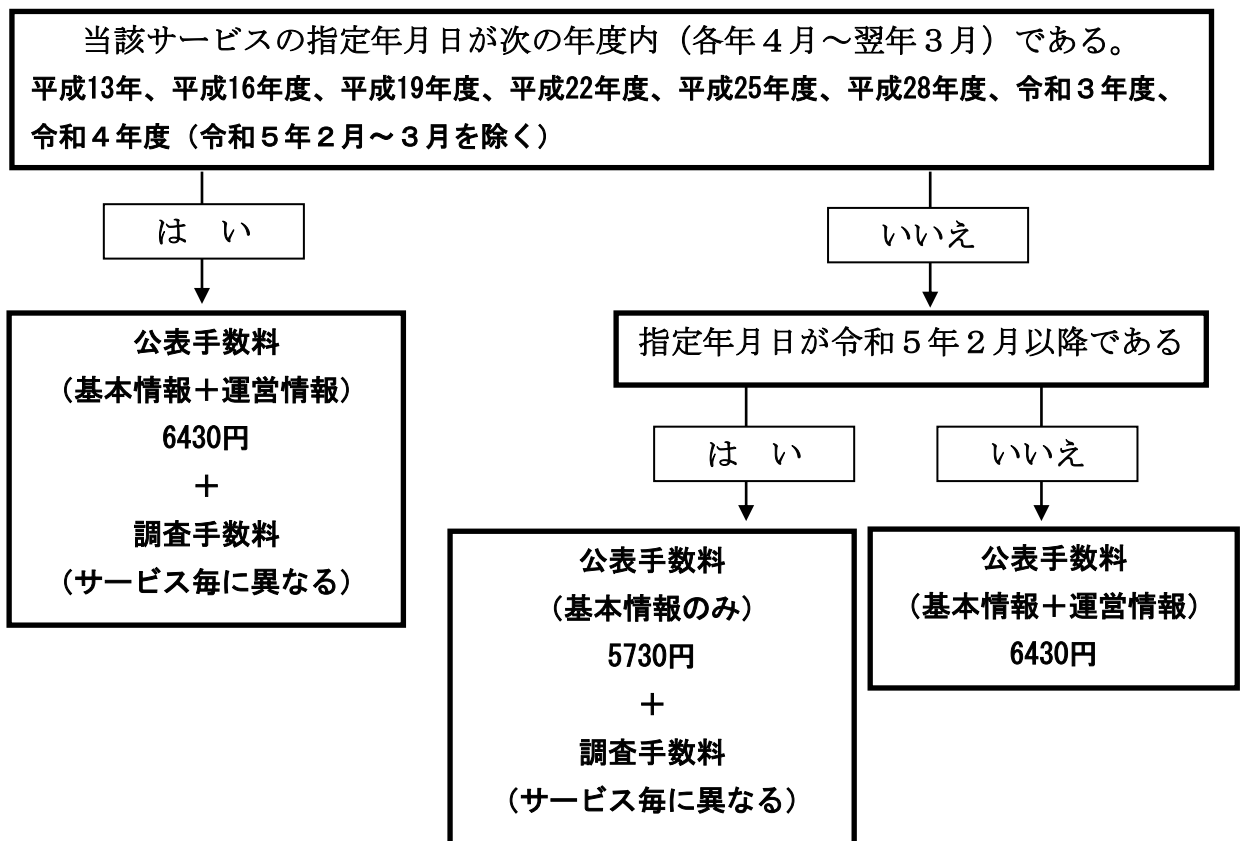
- 訪問看護 介護報酬額 100万円以上/年 平成29年5月開設（対象・調査なし）
- 介護予防訪問看護 介護報酬額 100万円以上/年 平成30年5月開設（対象・調査なし）

C事業所

- ◎ 訪問看護 介護報酬額 100万円以上/年 平成28年5月開設（対象・調査有）
- ◎ 介護予防訪問看護 介護報酬額 100万円以上/年 平成28年5月開設（対象・調査有）

内訳 ◎…公表対象・調査対象 ○…公表対象・調査不要 ×…公表対象外

＝手数料収納に関するフローチャート＝



9. 介護サービス情報の公表制度における調査に関する指針

1 目的

この指針は、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第115条の35に規定されている介護サービス情報の公表制度（以下「情報公表制度」という。）の実施について、「『介護サービス情報の公表』制度における調査に関する指針策定のガイドライン」（平成24年3月13日老振発0310第1号厚生労働省老健局振興課長通知）に基づき、本県における情報公表制度に係る訪問調査（以下「調査」という。）が適切に実施され、介護保険制度の基本理念である「利用者本位」、「高齢者の自立支援」、「利用者による選択」の実現を図ることを目的とする。

2 対象事業所及び項目

(1) 訪問調査を実施すべきもの

ア 新規指定（許可）を受けた事業所にあつては、指定（許可）を受けた年度から3年間は、基本情報及び運営情報について調査する。

ただし、指定（許可）を受けた当該年度にあつては、基本情報についてのみ調査する。

イ 指定（許可）の更新を受けた事業所にあつては、原則として、指定（許可）の更新を受けた後の指定の有効期間の開始日から満了日までの6年間のうち2年は、基本情報及び運営情報について調査する。

ウ 再開した事業所にあつては、再開した年度は、基本情報について調査する。

ただし、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための短期間の休止から再開した場合について

は、この限りでない。

エ 基本情報に係る報告が、神奈川県が管理する介護保険指定機関等管理システムのデータと齟齬がある事業所にあつては、翌年度において、基本情報及び運営情報について調査する。

オ ア～エに該当せず、調査対象とならない事業所にあつて、自ら調査を希望する場合は、事業者の希望に応じ、基本情報又は運営情報若しくは、その双方について調査する。

カ 次に該当する事業所にあつては、ア～エの規定に関らず、別に定めるところにより調査を実施する。

(ア) 当該年度に調査が終了していない事業所。

(イ) この指針の施行の日前において、調査が終了していない事業所。

## (2) 訪問調査を行わないもの

第三者性がある評価機関により、次のア～オに規定する評価を受けた事業所にあつては、当該事業所の申出により、原則として、評価を受けた翌年度の情報公表制度に係る訪問調査の実施の有無を判断する。なお、申出の方法等については、別に定める。

ただし、新規指定（許可）を受けた事業所及び事業者が自ら調査を希望する場合にあつては、訪問調査を実施する。

ア 福祉サービス第三者評価

イ 地域密着型サービス外部評価（実施回数緩和適用の事業所を含む）

ウ 介護サービス評価

エ 特定施設外部評価

オ その他、公正、客観性があると県が認めた評価

## (3) その他

報告内容に虚偽が疑われる場合や、公表内容について、利用者等からの通報により疑義が生じた場合には、指定権者の指導・監査部局と連携し、必要項目についての調査を実施する。

## 3 調査対象事業所の公表

訪問調査を実施する事業所は、毎年、神奈川県知事が策定する調査計画に位置付け、計画通知書により事業者へ通知するとともに、指定情報公表センターのホームページで公表する。

## 4 その他

本指針に定めのない事項にあつては、神奈川県福祉子どもみらい局福祉部介護サービス担当課長がその都度定める。

### 附則

この指針は平成24年4月1日から施行する。

### 附則

この指針は平成25年4月1日から施行する。

### 附則

この指針は平成28年4月1日から施行する。

附則

この指針は平成29年7月1日から施行する。

附則

この指針は平成30年4月1日から施行する。

附則

この指針は令和4年9月1日から施行する。

附則

この指針は令和4年11月8日から施行する。

## 10. 情報の公表について

### (1) 介護サービス情報公表システムについて

対象事業所の情報は、令和5年度公表計画に基づき、順次公表されます。また、報告された情報は「介護情報サービスかながわ」に転載されます。

介護サービス情報公表システム

<https://www.kai gokensaku.mhlw.go.jp/14/index.php>

### (2) 公表内容

基本情報の内容については、公表を行った後でも、変更を行うことができます。変更情報の提出は随時受け付けますが、公表情報の差し替えは一定期間ごとに行うため、受付日によっては、介護サービス情報公表システムへの反映まで時間をいただく場合がありますので予めご了承ください。

なお、運営情報は原則として変更できませんのでご注意ください。

毎月20日頃までに、報告システムにおいて、修正した公表の基本情報が翌月1日に「介護情報サービスかながわ」に反映されます。

## 11. 基本情報の再確認

報告された基本情報の一部は、毎月1回「介護情報サービスかながわ」に情報を反映します。県民や介護支援専門員、地域包括支援センター職員等が、利用者の介護サービスを選択するために活用する情報となります。

公表後も基本情報の内容を修正し提出することで、月に1度、最新情報をご利用者の皆様に提供することが可能です。間違った内容が公表されないように、報告内容の再確認をお願いします。

基本情報は、事業所の責任において公表することになっており、虚偽の報告には罰則規定もありますので、ご注意ください。

介護情報サービスかながわ

<https://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>

## 12. お問い合わせ

不明な点等がございましたら、各担当窓口へ御連絡ください。

- スケジュールに関する質問
- 基本情報及び運営情報調査票の作成、提出方法、システムに関する質問
- 介護サービス情報公表システムに関する質問 等

※ お問い合わせ、お電話の前に公表センターホームページ内のQ&Aをご確認ください。

神奈川県指定情報公表センター（公益社団法人かながわ福祉サービス振興会）  
 ホームページ <https://center.rakuraku.or.jp/>  
 〒231-0023 横浜市中区山下町23番地 日土地山下ビル9階  
 TEL 045-227-5690（平日9：30～17：00）  
 FAX 045-227-5691

- 「介護サービス情報の公表」制度や手数料に関する意見
- 令和5年度計画、県通知の内容に関する質問
- 公表事務に関する費用、調査事務に関する費用の納付に関する質問
- 公表手数料、調査手数料、支払用紙の紛失等による再発行依頼 等

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課在宅サービスグループ  
 TEL 045-210-4840 担当：荏原  
 平日8：30～12：00 13：00～17：15  
 FAX 045-210-8874

- 調査日程、予約、調査全般に関する質問 等

調査を担当する神奈川県指定調査機関の問合せ窓口（下記参照）

※ 調査を担当する調査機関は『計画通知書』でご確認ください

神奈川県指定調査機関問い合わせ一覧			
名称	所在地	電話	FAX
株式会社 ソートフル	横浜市都筑区茅ヶ崎中央15-3 レシエンテ茅ヶ崎3-C	045-948-3887	045-948-3888
株式会社かながわSWC	横浜市中区山下町1シルクセンター 205A	045-228-8617	045-228-8618
公益社団法人 かながわ福祉サービス振興会	横浜市中区山下町23番地 日土地山下ビル9階	045-671-0297	045-671-0295

介護サービス情報公表システム  
 視聴覚障がい者への対応等に関する情報の記載についてのお願い

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課

最近、視聴覚に障がいをお持ちの方やその御家族から、「視聴覚障がい者が入所又は利用可能な介護保険施設や介護サービス事業所についての情報が無い」という御相談が増えています。

介護サービス情報公表システムの「介護事業所検索」では「キーワード検索」機能があり、例えば「手話」でキーワード検索すると、公表情報に「手話」というワードが含まれている事業所が検索できます。

公表情報に視聴覚障がい者への対応状況が記載されていれば、視聴覚障がい者やその御家族は、安心して施設・事業所を選ぶことができます。

そこで、視聴覚障がい者に対応したサービスが提供可能な施設・事業所におかれましては、対応状況について公表情報に記載を加えてくださるよう、御協力をお願いします。

○「基本情報」の「介護サービスの提供内容に関する特色等」の欄に、「聴覚障がい」「視覚障がい」「手話」といったキーワードを含んだ記載を加えてください。

(記載の例)

- ・手話によるコミュニケーションが可能
- ・手話ができる職員が常駐
- ・聴覚障がい者に対応したサービスを提供
- ・視覚障がい者に対応したサービスを提供
- ・聴覚障がい者専用ユニットを設置
- ・視覚障がい者専用ユニットを設置

【参考情報】

- 神奈川県聴覚障害者福祉センターでは、手話が母語の聴覚障がい者が入所するグループホーム・高齢者施設を対象に出前コミュニケーション講座を行っています(費用無料)。 電話 0466-27-1911
- 神奈川県ライトセンターでは、視覚障がい者への支援方法等について相談支援を行っています。 電話 045-364-0023

<上記に関する問合せ先>

神奈川県障害福祉課社会参加推進グループ

電話 045-210-4709

※情報公表報告自体の問合せ先ではありません。